

# 3 授 業

## 授 業 時 間

講時	時間
第1講時	9:00～10:30
第2講時	10:40～12:10
第3講時	13:00～14:30
第4講時	14:40～16:10
第5講時	16:20～17:50

各学科の毎週の授業時間は、1講時90分間で時間帯は左のとおりです。

## 出 席 回 数

- ①各授業科目の単位修得のためには、授業実施回数の3分の2以上の出席（15回授業の場合、10回以上）が必要です。
- ②授業実施回数の3分の1を超えて欠席した学生は、定期試験の受験資格を失います。
- ③授業科目の出欠調査については、各担当教員が責任を負っているため、出欠状況の確認をしたい場合は、直接、担当教員に尋ねてください。
- ④遅刻は始業時間より20分以内とし、特別な理由なく20分を超えての遅刻は欠席とみなします。また、遅刻3回につき1回の欠席とみなします。

## 公 欠 について

公欠とは、教務部長の承認を得た公の理由により欠席することで、出席扱いではありません。本人が公欠を届け出た際、学習成果が得られるよう配慮するため、授業の担当者の判断で補講等によって補完される場合があります。

### 公欠内容

- ①本学が指定する実習等  
実習施設の都合による実習期間延長や事前打ち合わせにより授業を欠席した場合。
- ②編入試験、就職試験等  
4年制大学への編入試験や、他大学、専門学校の入学試験、就職試験等により授業を欠席した場合。添付書類として受験票の写しが必要です。
- ③学校感染症  
医療機関が認めた出校停止期間により授業を欠席した場合。添付書類として診断書が必要です。
- ④忌引  
・1親等(父母、子)、配偶者…7日  
・2親等(祖父母、兄弟姉妹)…3日  
・3親等(曾祖父母、叔父叔母、甥、姪)…2日  
それぞれ、祝祭日を含む。添付書類として会葬御礼等の証明書が必要です。
- ⑤公共交通機関のダイヤが乱れた場合(次ページ参照)
- ⑥教務部長が認めた学外における課外活動  
九州地区大学体育大会や文化大会、災害時ボランティア活動等により授業を欠席した場合。添付書類として課外活動の実施要項が必要です。
- ⑦その他、特に教務部長が認めたもの

以上の理由により授業を欠席した学生は、「欠席理由書」に記入し、出校後一週間以内に証明書等を添付し事務室へ提出してください。

提出された「欠席理由書」は事務室で確認後、学生本人に返却しますので各授業担当者に提出してください。

## 休 講

学校行事や授業、担当者の都合で、授業が休講となる場合があります。休講は「おおたにナビ」及び掲示板にて通知します。休講の通知がなく、授業開始後15分を過ぎても授業担当者が教室に来ない場合は、学生支援課へ連絡してください。

## 補 講

休講等により、授業回数が少ない場合、補講を行います。補講は、土日祝祭日にも行われますので、「おおたにナビ」で確認してください。

## 自然災害時等の授業措置

近年、各地で想定を超える災害が起こっています。災害時、もしくは大きな災害が予想される場合は、自分自身の安全を最優先に考え行動してください。

なお、授業の取り扱いについては、原則以下の通りとします。

### (1)福岡県内に特別警報が発令された場合

警報解除時刻	授業開始講時
午前7時までに解除	1講時から実施
午前7時から午前9時までに解除	3講時から実施
午前9時以降に解除	終日休講

### (2)自然災害により西鉄天神大牟田線または、西鉄バス(50番、53番)が不通の場合

開 通 時 刻	授業開始講時
午前7時までに解除	1限目から実施
午前9時までに解除	3限目から実施
午前9時以降に解除	終日休講

西鉄バス以外の交通機関(西鉄大牟田線、JR等)が運行中止されても平常通り授業を行います。

上記に限らず、最寄りの公共交通機関のダイヤが大きく乱れたことによる遅刻・欠席は、公に発行される遅延証明書等を事務室に提出してください。それにより公欠として扱います。